

変更となる事務処理を確認

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例 仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。



肉 : 8%
野菜 : 8%
コメ : 8%
お酒 : 10%
容器 : 10%
水道代・光熱費 : 10%



仕入・支払

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りが無いか確認
- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

すべての
事業者に影響

企業が会議用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、週2回以上発行の新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です。



販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例 お弁当の消費税率は8%、お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。



お弁当 : 8%



お酒 : 10%



販売

- 複数税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- どの価格表示のパターンを選択するか検討し、値札・棚札等に価格を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金

お客様の誤解や誤認を防ぐために、わかりやすい価格表示や、ていねいな説明が必要になります。



円滑な事務処理や販売のために

売上・仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載(P.23参照)が必要になってきます。その対応としてレジの入替や受発注システムの改修と会計システムの新規導入などを検討しましょう。また、正しい記帳や経理処理の実施、税率の問合せやクレームに対応するための従業員教育(P.27参照)も早めに準備をしましょう。

軽減税率に対応するため、レジの入替や受発注システムの改修が必要な場合、導入・改修費用に関する国の補助金を受けられます。(P.29参照)

軽減税率制度導入に伴う請求書等の記載事項の追加

2つの消費税率を把握するために、請求書等の記載事項の追加が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が実施されます。

1 現行の請求書

～2019年9月30日



請求書		
発行日：2018年4月25日		
〇×食堂 様	〇〇ストアー	
今回ご請求額 15,228円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx	
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。		
日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
合計		15,228

2 区分記載請求書

2019年10月1日
～2023年9月30日



請求書の書式を
変更しなければ
いけない

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、現在と同様の書式で対応することも可能です。

請求書			
発行日：2019年10月25日			
〇×食堂 様	〇〇ストアー		
今回ご請求額 15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx		
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
		10%税率対象合計	6,160
		8%税率対象合計	9,180
		合計	15,340

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書

2023年10月1日～



登録番号の申請や
適格請求書の
準備が必要だ

請求書			
発行日：2023年10月25日			
〇×食堂 様	〇〇ストアー		
今回ご請求額 15,340円	東京都△△区◆◆町1-2-3 TEL:03-1234-xxxx		
お買い上げいただきましてありがとうございます。 記載の通り、ご請求申し上げます。			
日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
		合計	14,100
		消費税	1,240
		10%税率対象合計	5,600
		消費税	560
		8%税率対象合計	8,500
		消費税	680

注) ※は軽減税率(8%)対象商品

③登録番号
④税率ごとの消費税額

3つの請求書等の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書等		記載項目	
3 適格請求書等	2 区分記載請求書等	1 現行の請求書等	請求書発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			対価の額
			書類の交付を受ける者の氏名または名称
		①軽減税率の対象品目である旨	
		②税率ごとに合計した対価の額	
		③登録番号	
		④税率ごとの消費税額	
		⑤消費税率	

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入後の免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、適格請求書等が必要となります。適格請求書等は課税事業者のみが発行できるため、適格請求書等が発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられる可能性があります。そのため、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。なお、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置が設けられています。税務署等に確認しましょう。